

## 【労務】雇用保険届出にマイナンバーの記載がない場合は返戻されます

平成 30 年 5 月以降、雇用保険届出に関し、マイナンバーの記載が必要な届出等について、マイナンバーの記載がない場合には補正のため届出等が返戻されます。

■マイナンバーの記載が必要な届出は以下のとおりです

- (1) 雇用保険被保険者資格取得届
- (2) 雇用保険被保険者資格喪失届
- (3) 高年齢雇用継続給付支給申請
- (4) 育児休業給付支給申請
- (5) 介護休業給付支給申請

(1)(2)(5)の届出等の際には、届出等にマイナンバーの記載が必要です。



(3)(4)の高年齢継続給付、育児休業給付の初回申請時には申請書にマイナンバーの記載が必要。平成 28 年 1 月以降に初回申請を行った際にマイナンバーの届出を行っていない場合、2 回目以降の申請時等の機会を捉え、個人番号登録・変更届をあわせて提出します。

### 【マイナンバー記載箇所】

① 雇用保険被保険者資格取得届  
② 雇用保険被保険者資格喪失届  
③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・  
(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書  
④ 育児休業給付受給資格確認票・  
(初回)育児休業給付金支給申請書  
⑤ 介護休業給付金支給申請書

被保険者のマイナンバーを記載

【出典：厚生労働省リーフレット「雇用保険の届出にマイナンバーの記載が必要です」】

参照ホームページ [ 厚生労働省 ]

[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/20180309hoken\\_5.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/20180309hoken_5.pdf)